

令和8年度（令和7年度からの繰越分）特定妊婦等支援機関ネットワーク形成 事業実施要綱（案）

第1 事業の目的

本事業は、妊産婦等生活援助事業所の設置促進・機能強化を行うとともに、妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関が連携し、家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等（以下「特定妊婦等」という。）への支援についての課題等を把握・共有することで、特定妊婦等への理解をより深め、支援が必要な特定妊婦等が安心した生活を行うことができる社会の実現を図ることを目的とする。

第2 事業の実施主体

事業の実施主体は、○○○（以下「実施団体」という。）とする。（コンソーシアム形式で実施する場合は、代表団体及び構成団体を明記する。）

なお、実施団体においては、事業目的を達成するために必要があるときは、事業の一部について、事業を適切に実施できる者に委託することができる。

第3 事業の内容等

実施団体は、以下の事業を実施するに当たり、こども家庭庁支援局家庭福祉課（以下「担当課」という。）と協議の上、事前に事業実施計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施すること。

また、事業実施後は、事業の進捗に関する定期報告会を月1回程度実施することとし、事業完了後は、実施した事業の内容や効果等について担当課に報告すること。

1. 妊産婦等生活援助事業所の設置促進

（1）事業内容

妊産婦等生活援助事業所未設置自治体等へのアドバイザー派遣等

妊産婦等生活援助事業所未設置自治体や妊産婦等生活援助事業所の開設を検討している民間団体に特定妊婦等支援の有識者をアドバイザーとして派遣し、事業所の立ち上げに関する相談対応・助言、支援計画の策定方法・ケースワークの手法等に関する実践等を行うこと。なお、アドバイザー派遣等を実施するにあたって、地域ブロックごとに事業説明や妊産婦等生活援助事業の先進事例の共有等を行う説明会を開催すること。

（2）留意事項

① 自治体等へ派遣するアドバイザーの選定については、担当課と協議し、決定すること。

② アドバイザーを派遣する自治体及び民間団体の選定方法及び決定につ

いては、担当課と協議すること。

- ③ 設置促進のためのアドバイザー派遣等で得られた事例、効果等についてとりまとめ、第3の3（1）②による情報発信を行うこと。

2. 妊産婦等生活援助事業所の機能強化

（1）事業内容

- ①妊産婦等生活援助事業所設置自治体等へのアドバイザー派遣等

妊産婦等生活援助事業所設置自治体や妊産婦等生活援助事業所に特定妊産婦等支援の有識者をアドバイザーとして派遣し、事業所の運営や個別ケースのコンサルティング等を実施すること。なお、アドバイザー派遣等を実施するにあたって、地域ブロックごとに事業説明や妊産婦等生活援助事業の先進事例の共有等を行う説明会を開催すること。

- ②妊産婦等生活援助事業所等を対象とした研修の実施

妊産婦等生活援助事業所のほか、全国の市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関を対象に、当該職員の資質向上を図ることを目的とした研修を実施すること。

なお、実施に当たっては、参加者の利便性等も考慮し、対面形式によるほか、オンライン形式等での実施も検討することとし、担当課と協議の上、決定すること。

- ③妊産婦等生活援助事業所間の連携強化

妊産婦等生活援助事業所間の連携を強化するため、妊産婦等生活援助事業所同士の交流会を実施すること。

なお、実施に当たっては、参加者の利便性等も考慮し、対面形式によるほか、オンライン形式等での実施も検討することとし、担当課と協議の上、決定すること。

（2）留意事項

- ① 自治体等へ派遣するアドバイザーの選定については、担当課と協議し、決定すること。

- ② アドバイザーを派遣する自治体及び妊産婦等生活援助事業所の選定方法及び決定については、担当課と協議すること。

- ③ 機能強化のためのアドバイザー派遣等で得られた事例、効果等についてとりまとめ、第3の3（1）②による情報発信を行うこと。

- ④ 研修については、専門的な内容についてテーマ別に実施すること。また、研修の受講料は、無料とすること。

3. 関係機関のネットワーク形成、情報発信等

（1）事業内容

- ①全国フォーラムの開催

特定妊婦等の支援に係る関係機関のネットワークの形成・強化のため、妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関を対象に全国的なフォーラムを開催すること。

なお、実施に当たっては、参加者の利便性等も考慮し、対面形式によるほか、オンライン形式等での実施も検討することとし、担当課と協議の上、決定すること。

②妊産婦等生活援助事業所の実態把握、情報発信

全国の妊産婦等生活援助事業所の体制、実施状況等について実態把握を行うとともに、当該実態把握の内容、第3の1（1）及び2（1）で得られた事例等について情報発信を行うこと。

（2）留意事項

- ① 全国フォーラムのプログラムに、妊産婦等生活援助事業所の担い手の掘り起こし、特定妊婦等支援の従事者の育成に効果的な取組事例やテーマ等を盛り込むこと。
- ② 特定の地域や特定の団体等に限定せず、様々な関係者が広く参加できるよう、以下の点に留意すること。
 - ア 妊産婦等生活援助事業所のほか、全国の市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関へ広く案内すること。
 - イ フォーラムの参加費は、無料とすること。
 - ウ 特定妊婦等支援の活動内容に関する発表を盛り込むこと。
 - エ フォーラムの開催まで十分な周知期間を設けること。また、開催時期は担当課と協議の上、決定すること。
- ③ フォーラムの実施状況について、開催後速やかに担当課に報告を行うこと。報告には、参加者数、プログラム、関係資料等を盛り込むこと。
- ④ 妊産婦等生活援助事業所の実態把握については、調査内容や調査手法等について、担当課と協議の上、決定すること。
- ⑤ 情報発信については、確実に自治体や関係機関に情報が届くよう効果的な手法によるものとすること。

4. 検討委員会の設置等

（1）事業内容

検討委員会の設置、事務の実施等

第3の1～3の事業実施に当たっては、特定妊婦等支援の有識者等で構成する検討委員会の設置等を行うこと。実施団体は、検討委員会の開催に必要な事務を行うとともに、事業の企画及び運営の内容を決定する際、検討委員会の意見を聴取すること。

（2）留意事項

検討委員会の構成員及び運営については、担当課と協議の上、決定すること。

5. その他

その他、本事業の目的に沿った効果的な取組があれば、担当課に協議の上、実

施すること。

第4 経費の負担

国は、実施団体がこの事業のために支出した費用については、別に定めるところにより、予算の範囲内で補助するものとする。

第5 会計

本事業を実施するに当たっては、この事業に関する特別会計を設けること等により、本事業に要する費用について他の事業と区分して明瞭に経理しなければならない。

第6 その他特記事項

1. 委託の取扱い

- (1) 実施団体が本事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は委託してはならない。
- (2) 実施団体は、秘密保持、知的財産権等に関して本実施要綱が定める実施団体の責務を委託先業者も負うよう、必要な措置を実施すること。

2. 個人情報の取扱い

本事業によって知り得た個人情報は、次に掲げるとおり取り扱うこと。なお、事業の一部を委託する場合は、実施団体と同様の責務を委託先事業者も負うよう、委託先との契約において、必要な措置を講ずること。

- (1) 個人情報の取り扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。
- (2) 事業の一部を委託した者以外の第三者に提供してはならないこと。
- (3) 個人情報が記された資料を、事業実施以外の目的で複写又は複製してはならないこと。作業の必要上、複写又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならないこと。
- (4) 実施団体は、その保有する個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の人員に限ること。
- (5) 個人情報漏洩等問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必要な措置を講ずること。

3. 事業実施計画等の情報の提供について

実施団体の作成した事業実施計画及び実施結果等については、翌年度以降の事業の実施に当たっての参考とするため、実施団体以外の民間法人等に対して、担当課より資料を提供できるものとする。